

議第132号

高島市税外収入督促等に関する条例および高島市公共下水道事業に係る受益者分担金および受益者負担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

高島市長 福井正明

高島市税外収入督促等に関する条例および高島市公共下水道事業に係る受益者分担金および受益者負担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

(高島市税外収入督促等に関する条例の一部改正)

第1条 高島市税外収入督促等に関する条例(平成19年高島市条例第12号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。)」」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付則に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。
(高島市公共下水道事業に係る受益者分担金および受益者負担金の徴収に関する条例の一部改正)

第2条 高島市公共下水道事業に係る受益者分担金および受益者負担金の徴収に関する条例(平成17年高島市条例第258号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割

合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付則に次の１項を加える。

- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の付則第4項および第2条の規定による改正後の付則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。